

告 示

埼玉県告示第七七七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、酒巻土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年六月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 吉野 三三 埼玉県行田市大字犬塚五百九十九番地二